

午前 9時58分 開 議

○委員長（小野徳重君） 皆さん、おはようございます。これより決算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は13名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、認定第2号から認定第9号までの計8件の審査を行います。また、審査の進め方は、歳出、歳入の順に説明いただき、1会計ごとに審査を行います。なお、採決及び意見の聴取につきましても、議案ごとに質疑終了後に行います。

それでは、認定第2号 平成30年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） おはようございます。それでは、私から平成30年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

242ページからになります。歳入の合計収入済額は33億493万5,300円、歳出の合計支出済額は32億5,613万8,885円となり、歳入歳出差し引き7,879万6,415円は令和元年度へ繰り越すものでございます。なお、被保険者数、保険給付費、国民健康保険税収納関係を始めとする各種データにつきましては別添資料として提出しておりますので、ご参考としてください。

それでは、歳出から説明をいたします。262ページをお願いいたします。第1款総務費につきましては、職員の人件費及び国保電算処理システム費用など国保事務に係る経常経費のほか、国保連合会負担金、国保税の賦課徴収に要する経費、国保運営協議会委員報酬が主な内容でございます。

次に、264ページ、第2款保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費のほか、266ページの出産育児一時金及び葬祭費でございます。

次に、268ページ、第3款国民健康保険事業納付金についてであります。国保の制度改革によりまして県が財政運営の責任主体となりましたことから、市町村が支払う保険給付費の全額は県が賄うこととなり、その財源として市町村ごとに決定された金額を納付金として県に納める仕組みとなりました。このようなことから、胎内市における医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として県から示された金額をそれぞれ支出したものでございます。

次に、270ページ、第4款保健事業費につきまして、1項1目保健衛生普及費では、レセプト点検に係る業務委託料、ジェネリック医薬品差額通知書作成経費のほか、被保険者みずからが率先して健康増進活動に努めていただきたく、その励みとなるよう健康奨励記念品の贈呈に要する費用を支出したものでございます。

また、2目疾病予防費につきましては、人間ドック等の助成金でございます。

2 項 1 目特定健康診査等事業費につきましては、生活習慣病予防のための特定健康診査等に係る経費でございます。

次に、272ページ、第 5 款基金積立金につきましては、前年度の繰越金を財源として保険事業財政調整基金に積み立てしたものでございます。

274ページ、第 6 款公債費、1 項 1 目利子は、一時借り入れを行った場合の利子でございますが、30年度は借り入れを行っておりませんので、支出はございませんでした。

次に、276ページ、第 7 款諸支出金は、国保資格喪失等による過年度分の国保税の還付金、療養給付費等負担金の精算による国庫支出金等過年度分返還金及び一般会計からの繰入金についての前年度精算分として繰り出しております。

278ページ、第 8 款予備費につきましては、一部を第 7 款 1 項 5 目の国庫支出金等過年度分返還金に充用いたしました。

次に、歳入について説明申し上げます。お戻りいただきまして、248ページをお願いいたします。第 1 款国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ収入したものでございます。

次に、250ページ、第 2 款使用料及び手数料につきましては、国民健康保険税に係る督促手数料でございます。

次に、252ページ、第 3 款県支出金につきましては、先ほども申しましたとおり、保険給付費の支出費用は全て県が賄うこととなっておりますことから、普通交付金として医療給付費分が交付されました。そのほか、医療費の適正化に向けた取り組み等に対する支援費として交付される保険者努力支援分、特別調整交付金分、特別交付金県繰入金分及び特定健康診査等の執行財源としての特定健康診査等負担金が交付されました。

次に、254ページ、第 4 款財産収入につきましては、保険事業財政調整基金の利子でございます。

次に、256ページ、第 5 款繰入金につきましては、1 目一般会計繰入金で保険基盤安定制度として、低所得者の保険税軽減分に対する公費補填、国保事務の執行に要する経費、出産育児一時金並びに国保財政の健全化、保険税負担の平準化のための国保財政安定化支援事業分を一般会計から法定内の繰り入れをしたものでございます。

258ページ、第 6 款の繰越金は前年度の決算に基づく繰越金であり、260ページ、第 7 款諸収入につきましては、国保税の延滞金、交通事故などの第三者行為による損害賠償金が主な内容となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第 2 号について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） 済みません。3点ちょっと質問させていただきたいのですけれども、1つずつちょっとお願いします。

まず、30年度から県に移行していますけれども、そのメリットとして30年度で多少保険税が下がったというのがありますけれども、それ以外のメリット、実態的には市がそのままやっているわけで、実際にどういうメリットがあるのか、その辺ちょっとまずお聞かせください。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

今ほど委員が述べられましたとおり、保険税が前年度と比較して1万1,000円ほど1人当たり下がったという、これは国からの公費の拡充、1,700億円が財源とされて、それがかなりのメリットの割合を占めるわけなのですが、それ以外に私ども事務を行っている中でも、保険給付費の全額が県から交付金として賄われることになってございます。したがって、その保険給付費の支出が安定して行われるようになった。年度末になりますとどうしても予算で足りるか、足りないかというところを心配される場所ですし、もし予算が足りなければ予備費から保険給付費の歳出の財源に持ってこなければならぬ。仮にまた歳入がそれに見合わない部分があれば、翌年度の繰り上げ充用とかいろんな手法を講じなければいけないということを考えなければいけなかったのですが、これが県から全て交付金で賄われますので、そういった支出が滞るということは一切ないと、今後もないというような制度になりましたので、それが一番メリットが高いかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） 今のわかりました。

2点目なのですけれども、こちらの平成30年度決算に関する資料のところを見ますと、1,000万円超の対象者ですか、が29年度は73人で、30年度には38人ということで半分以下になっていますけれども、こんなに半分以下になった理由なんていうのはもしわかったら。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

そこまでの詳細については分析はしておりませんといいますが、中身、どうして半分に減ったのかというところは承知はしていないところではございます。それ税務の申告からそのままストレートに持ってきたものでございますので、譲渡所得があったのかもしれませんし、いろんな要因が考えられるかなとは思いますが、申しわけございません。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） 済みません。今半分以下と言いましたけれども、以下ではなかったです。

済みません。訂正します。

3点目ですけれども、248ページで退職被保険者国民健康保険税、歳入のところもいいのですよね。

○委員長（小野徳重君） いいです。

○委員（渡辺秀敏君） これ平成27年度に廃止になって、これは退職被保険者は65歳までだと思うのですけれども、そうするともう1年その対象になる人がいるかと思うのですけれども、あと何人ぐらい残っている人いるか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

平成30年度末で41名だったのですが、令和元年度でその制度が終わりますので、今のところ30名程度が残されているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 同じく資料のほうを見させてもらってまして、財政調整基金の状況ということで載ってまして、28年度が186万9,256円、29年が185万9,441円、ほぼ差はないのですけれども、30年度が一気に1億4,060万9,626円ということで、一気にこの金額が上がっていますけれども、この要因はどのようなことでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

この基金の財源となったものは、平成29年度からの繰越金が1億8,500万円ほどに上ったというもので、その分の必要な分を差し引いたものを積み立てこのような金額になったところでございます。それでは、なぜ29年度の繰越金が多かったのかということなのですけれども、療養給付費等負担金など国庫から支出されるもの、医療費の32%相当が支給されるわけなのですが、それが当年度で概算で交付されて、翌年度で精算するという仕組みになってございまして、その28年度分の精算が5,579万5,000円ほどになっていったところでございます。また、前期高齢者交付金というものも、またこれ翌々年度に精算するという仕組みになってございまして、平成27年度の精算分で6,013万6,000円ほど交付されたということでございます。また、歳出のほうでも保険給付費が見込みより5,700万円ほど少なかったということもございまして、トータルで繰越金が1億8,000万円ほどあり、それを財源として積み立てたというような次第でございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 各自治体で運営していたときには、いろいろ財政調整基金なんかもそんなに多くなかったわけですけれども、今後のこの1億円ぐらいの運用というのはどういうふうにか

えているのか。

あともう一つ、県が運営主体になって、なぜか国、県から交付金が来ますけれども、その自治体にある程度財政力が一律ではないでしょうけれども、この1億円が多いかどうかは人口規模等によっても変わるかと思えますけれども、そういうのに対しての影響というのはあるでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

1点目の基金の運用方法と今後の予定ということでございますが、まず療養給付費とか、そういった国の交付金は私どもに入ってこなくて、直接県のほうの特別会計のほうに入る仕組みになってございまして、先ほど述べましたような非常に多くの繰越金がこれから見込めるかということではなくて、これから基金の積み立てというのは難しくなってくるだろうと思います。この基金の運用が今後この貴重な財源としてしっかり活用していかなければいけないのですが、まずは今後の医療費の動向であるとか、被保険者の数であるとか、そういったところを見ると保険税というのが増加傾向にということにすごく懸念しているところでございます。増加するにしても、大幅な上昇を抑えるであるとか、また保険税を据え置くであるとか、そういった判断をするときの財源として活用していきたいというふうに考えてございます。1億円といってもそんなに多くはなく、これを上手に活用していかなければならないというふうには思っております。

2点目の交付金、2点目ですが、基金があるかないかによって県からいただく交付金には一切影響はございません。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 同じく資料の3ページ目にいろいろと特定検診の状況とかジェネリック医薬品の数量シェアとかいろいろ載っています。被保険者数は6,686人で、前年度よりか266人被保険者は減っていると。でも、一方で1人当たりの給付費は33万1,807円で、2.3%の増加しているということで、全体の給付費は多くなっていないけれども、1人当たりの給付費が高くなった。今後もそういうふうになっていくだろうというようなことなのですけれども、やはり特定検診の受診率を高めるだとか、そんなに影響は大きくないのしょうけれども、ジェネリック医薬品のシェアを高めるだとか、いろんなそういうのがあるかと思えます。私、去年の決算のときにも質問させていただきましてけれども、特定検診の市町村のうち、受診率の高いところは胎内市は9番目というふうに聞いていまして、30年度どうかあれですけれども、あとジェネリック医薬品の数量シェアが18位ということで、30市町村の中で。特定検診は、高いところで先進的に取り組んでいるのは妙高市だということで、58.何%、聞き間違えでなければそのくらいだったかと思えますけれども、そういったジェネリック医薬品も県平均値よりか低いし、特定検診も50%になっていないわけですけれども、その辺の先進的に取り組んでいるところの情報とか、調査とかとい

うのも参考にするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） 特定検診の順位の件ですが、30年度の速報値で、胎内市は新潟県30市町村中22位でございます。それで、一番高いのが粟島浦村で79%、2位が刈羽村で61.4%、3位が妙高市で58.3%というような形です。ちなみに、最下位は新潟市の29.1%というような形になっております。なかなか特定検診のほうは、やはりかかりつけの病院にかかっているから行かなくていいやという人がかなり多くて、その辺を何とか気持ちを変えてもらうにはどうすればいいかということで、改善していかなければいけないなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） その特定検診の件で検診を受けていない方に再通知を出していますけれども、その再通知を出して受診をしてくださる方はおられるのですか。

○委員長（小野徳重君） 池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） 未受診者に対しては、全員に訪問あるいは郵送で行っております。30年度でありますと全部で843人、40歳から74歳までの方ですが、843の方が未受診者でありまして、そのうちの166人がその訪問によって受診をしていただきました。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 保険税の現年課税分の収納率は96.20%とあるのですけれども、それは県内で何番目ぐらいかわかりますか。

○委員長（小野徳重君） 高橋税務課長。

○税務課長（高橋文男君） お答えします。

平成30年度の法定収納率のほうは現年課税部分で胎内市のほうは96.20%、県の平均でいいますと87.1%、順位、速報値でありますけれども、30市町村中では14番目となっております。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 滞納繰越というのもあるのですけれども、本当は納めなければならなかったものを納め切れなかったというのは過去何年間というもので、やがて不納欠損に落とされていくのですけれども、過去のものに対して今分割で納めているというような、納めなければならぬような人はどのぐらいの数がいるのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 高橋税務課長。

○税務課長（高橋文男君） 滞納者の内訳としまして、30年度のほうは三百七十……

〔「全部」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（高橋文男君） 全部で、済みません。374人ということで、それが言われるようにゼロ

になれば一番、徴収率のほうも100%というような形になれば一番いいのでしょうかけれども、正直申しますと国保税だけ滞納していますという方はちょっとないので、固定であったり市民税、ほかの市税についても当然ダブって滞納している方が数多くいらっしゃいます。その方々につきましても、当然滞納相談ということでしかるべく支払われる金額だとか、または現在病気で通院中であるとか、そういったものを加味しながら、何とか滞納相談をしながら限りなくゼロに近づけていくような形で今取り組んでいるところでございます。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） その人数であるとか、トータルの金額というのは、ここ近年からやがて先に向けて増える傾向にあるのか、それとも減っていくのか、横ばいなのかお聞かせください。

○委員長（小野徳重君） 高橋税務課長。

○税務課長（高橋文男君） 担当課長として増えますというふうにはちょっとあれなので、横ばいで何とか努力するような形で今取り組んでいるところでございます。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 国保の加入者というのは、低所得者、高齢者が多いわけですがけれども、今話のように高くても払いたくても払えない状況というのはずっと続いているわけですね。それで、決算に関する資料で短期証と資格証というのが出されていますが、前年度よりは増えているわけです。その辺どう分析しているのかというのと、その上の表で所得階層別を出してもらったのですが、ゼロ円で約30%、所得が所得ゼロで約3割、100万円未満で6割、200万円未満で8割。8割の人が200万円未満の所得なのだと、そういうところに集中しているのが国保の実態だということになるわけですが、そういうところから見て所得階層だけを見るとやはり低所得者が増えてきているというのは数字から見ても明らかです。そういう中で高い国保税を払わなくてはならないけれども、払えないというのが短期保険証や資格証の発行によって発生しているという見方が私は正しいのではないかなというふうに思っています。きのうから消費税が上がって、大変な市民生活、大変な状況になってきていますが、こういう本来短期証や資格証は発行すべきでなくて、国民皆保険という原則からして、私はするべきではないというふうに思っていますが、最初に申しましたようにこの短期証や資格証の発行せざるを得ない状況というのと所得階層別との関係というのは比例しているのではないかなというふうに感じますが、その辺はどう見ていますか。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） もろもろの関係性がございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、所得そのものがどういう階層の方が多いのかというのはただいま丸山委員の言われたところ、現実それを反映していると思います。それを根底から見詰め直してみると、社会保障の関

係であったり、それはすなわち年金生活者の方々、そういう方々がどういう暮らしぶりになっているか、そういったこと、それから所得においてやはり全国的にも格差というものが拡大しているのではないかということも考えられようというふうに思います。そして、短期証、それから資格証の問題につきましては、これが制度をこれから先どのように変わっていくかという問題がありますけれども、大切なことは森田委員からの質問とも関連するわけですが、払えるのに払っていただけない方と、払うことが本当に困難だという方を一応区分けして考えなければいけない。ですから、これが徴収率の問題等とも、そこも関連してくるわけですが、払える方々には何とか払っていただく。その前段においては、減免を拡充できるところは拡充していく、そういうことをトータルで講じながら、本当に困っている方については手を差し伸べつつ、払っていただける方には払っていただく工面をあわせて、そして国保が健全に運営されていくように、そしてその結果、被保険者の方々の健康が維持、増進されるように考えていくことに尽きようかなと思う次第でございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 国保税は、やはり協会けんぽと比べるとかなり負担が多いと言われているので、市長会、知事会含めて国のほうに1兆円のお金を出せば協会けんぽ並みになるということを繰り返し主張してきて、3分の1の3,400億円が実現して、現状維持という形をとっているわけですね。それでも高いと言われているわけですが、そういうやはり同じ人間が入る保険によって扱い方が違うということ自体が非民主的だなというふうに思うのですけれども、それはそれで。今市長が払えるのに払えない、払えない人と払える人を明確にすべきだということからして、では本当に減免申請がきちっとされているのかどうか。やはり払えない人は減免申請すべきだというふうに、もっと話し合いするわけですね。払えない人来てもらって、相談するわけですね。そういうところでやはり減免申請やはり積極的に進めるべきではないかと思いますが、昨年度の減免申請というのはどれぐらいありましたか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

平成30年度は、2世帯という状況でございました。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これをどう見るかということになるのですけれども、本当に払えない人が2世帯しかいなかったのかということになってしまいますよね。ほかの人は、では払えるけれども、払わなかったという数字から見てそうなるので、私はそうではないと。やはり入っている人が所得200万円未満の人が8割もいるわけだから、やっとならざるを得ない、払わなければ



ば保険証もらえないから払っていると、優先的に払うと、固定資産税や市県民税よりも優先的に国保税を払わなければ医者にも行けないということから、私は払っているということを考えれば、2世帯というのは少な過ぎると。やはりもっと積極的に相談に応じたときに減免申請を進めるということについて検討していただけますか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

減免の申請の件数ですが、これは昨年度だけ極端に少ないということではなくて、以前から同じく2件程度という推移でございました。ただ、委員おっしゃるとおり、とても十分理解できません。今でも市報等で減免についての周知はしているところではありますが、一層、より一層こういった方には減免できますというところは強く市報等を通じて広く被保険者の皆様にお知らせしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 1点だけ皆様にもお知りおきいただきたいということで、既にご存じの方も多かろうとは思いますが、胎内市の場合国民健康保険税、料のところもあるのですけれども、その値が1人当たりの保険料額で、再々いろんなところで出ていますが、30市町村中12番目ということで、これがさまざま所得水準であったり、医療費水準であったりしている中で、さまざまな要素を勘案しながら最終的に決定されていくわけですけれども、そういうところを含めて、減免に至らずともそもそもの保険料額、それから軽減といったところ、十分行いながら進めてきているわけでございます。しかし、それでは減免のところは全部このぐらいの推移で適当なのか、適切なのかといったところはなかなか判断しづらい部分が率直にございます。しかし、委員の言われるように、もし本当に困っている人が手を差し伸べられないまま、あるいは情報もらえないままということではいけないので、まるごと相談、その他のところ、何も国保だけではないわけでございますから、その辺拡充できる、手厚くできる、そういうフォローが必要な方にはしっかりフォローしていくということでご理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 新潟県は、医療費は随分全国で最低に低いのです、1人当たりの国保の使う医療費というのは。だから、すばらしいのですけれども、それには予防で、予防のことをよくやっていることと、あと良心的なお医者さんが多いということなのではないかなというふうに思っておりますけれども、それでも国保財政大変ということですから、さらに医療費を少しでも減らすには何の疾病が多いとか、こういうのを減らせばいいのではないかとかって、胎内市の特徴というのが統計上何か出ているかと思うのですけれども、それを教えてください。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員、質疑は簡潔に話してください。簡潔に。

○委員（羽田野孝子君） はい。お願いします。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 胎内市の医療費の状況という部分でございます。県の平均と胎内市をちょっと比べてみたのですけれども、外来の医療費で申しますと、糖尿病が1人当たり1万7,690円医療費が胎内市の場合かかっているのですが、県の平均は1万4,759円ということで、1.2倍までは少しいきませんが、その程度糖尿病については高くなってございます。また、高血圧症、脂質異常など、そういった生活習慣病が総じて県の平均よりも上回っているような状況でございます。やはり以前からこの辺申し上げているのですが、胎内市に限らないかもしれませんが、国保の加入者の方は生活習慣病を患っている方というのが非常に割合的に多いかなというところは分析してございます。そこで、今後医療費の削減というのはそういった生活習慣病にターゲットを絞ってというか、そこに集中的に疾病予防、あるいは対策というところを講じていくというところは進めているところでございます。生活習慣病の重症化予防であったり、またCKDの進展予防であったりと、そういったところを今後も進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。

認定第2号 平成30年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第3号 平成30年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） それでは、282ページから309ページにわたります認定第3号 平成30年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入合計収入済額では2億9,203万6,387円、歳出合計支出済額は2億9,154万1,624円となり、歳入歳出差し引き49万4,763円を令和元年度へ繰り越すものでございます。なお、胎内市の被保険者数、保険料の収納関係のデータ等につきましては別添資料としてまとめておりますので、ご参考としてください。

それでは、歳出から説明いたします。初めに、300ページ、第1款総務費につきましては、被保険者証の交付、各種届け出、申請の受け付け、広報や保険料の徴収などの事務を行うための経費でございます。

次に、302ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市で徴収した保険料及び低所得者の保険料軽減措置に対する保険基盤安定繰入金を合わせて当市の負担分として広域連合に納付したものでございます。

304ページ、第3款保険事業費は後期高齢者人間ドックの受診に対する助成金でございます。

306ページ、第4款諸支出金では保険料の還付、一般会計からの繰入金の精算による返還金となっております。

308ページ、第4款予備費につきましては使用いたしませんでした。

次に、歳入について説明いたします。お戻りいただきまして、288ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、被保険者からの保険料の現年度分及び過年度分をそれぞれ収入したものでございます。

290ページ、第2款使用料及び手数料は普通徴収保険料の督促手数料でございます。

次に、292ページ、第3款国庫支出金は保険料軽減制度の改正に対応するためのシステム改修に係る補助金でございます。

294ページ、第4款繰入金につきましては低所得者等に係る保険料軽減分の公費補填や後期高齢者医療事務の執行に要する経費として一般会計からの繰り入れをしたものでございます。

296ページ、第5款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

298ページ、第6款諸収入は人間ドック費用助成金に対する広域連合からの補助金が主なものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） 質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第3号 平成30年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第3号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第4号 平成30年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） それでは、認定第4号 平成30年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の312ページをお開き願います。313ページの歳入の収入済額の合計は35億3,432万8,187円、314ページから317ページにかけての歳出の総括についてでございますが、こちらは317ページに記載の歳出の支出済額の合計は33億1,811万4,230円で、歳入歳出差し引き残額の2億1,621万3,957円は令和元年度へ繰り越すものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。338ページをお開き願います。338ページから341ページにわたります第1款総務費につきましては、1項総務管理費では職員の人件費、2項徴収費では第1号被保険者の保険料賦課徴収事務費、3項介護認定審査会費では要介護要支援認定事務に係る経費、340ページの4項介護保険運営協議会費では介護保険運営協議会の委員報酬が主なものでございます。

次に、342ページから345ページにわたります第2款保険給付費につきましては、342ページの1項介護サービス等諸費では要介護認定者に対するサービス給付費、2項介護予防サービス等諸費では要支援認定者に対するサービス給付費に係る経費でございます。

344ページからは高額介護サービスに係る支出、特定入所者介護サービス費が主なものでございます。なお、保険給付費の前年度との比較では1億1,712万2,673円の増でございます。給付費が伸びた主なものは、3目施設介護サービス給付費で、前年度比1億2,365万4,377円の増加、比率では3.99%の増となっております。

次に、346ページ、第3款財政安定化基金拠出金につきましてはの支出はございませんでした。

次に、348ページから355ページにわたります第4款地域支援事業費につきましては、348ページ、1項介護予防生活支援サービス事業費では職員の人件費のほか、当該事業対象者に対する訪問型及び通所型サービスに係る支出が主なもので、350ページ、2項一般介護予防費では広く65歳以上の高齢者を対象とした介護予防教室や地域の介護予防活動の支援、そして健伸館の運営に係る支出が主なものでございます。

次に、350ページからの3項包括的支援事業費、任意事業費につきましては、352ページで地域包括支援センターが行っております総合相談支援事業、権利擁護事業、ケアマネジメント支援等の包括的支援事業委託料のほか、介護相談員の派遣、紙おむつ給付等に係る支出のほか、在宅医療、介護連携の推進、高齢者の生活支援体制づくり、354ページで認知症に対する総合的な支援を行う認知症地域支援推進員の活動に係る委託料が主なものでございます。

次に、356ページ、第5款基金積立金につきましては、介護給付費準備基金への積み立てでございます。

次に、360ページ、第7款諸支出金につきましては、過年度分第1号被保険者保険料還付金、国県負担金の前年度の精算に伴う返還金及び一般会計からの繰入金に対し、精算により一般会計へ繰り出したものでございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。お戻りいただきまして、320ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、第1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の保険料でございます。なお、収入済額の前年度との比較では1,240万9,400円の増で、1.75%増加しております。収納率につきましては98.49%で、前年度との比較では0.24%の増となっております。

次に、322ページ、第2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料、胎内市が所轄する事業者の指定手数料でございます。

次に、324ページ、第3款国庫支出金では、法定負担割合に基づく国の介護給付費負担金、調整交付金、総合事業等に係る交付金及びシステム改修に係る補助金、そして平成30年度から新たに制度化されました国が各保険者の機能を評価し、交付される保険者機能強化推進交付金でございます。なお、県内30市町村の中での順位は8位でございます。

次に、326ページ、第4款支払基金交付金につきましては、介護給付費等に対する交付金で、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料負担割合に基づいた社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、328ページ、第5款県支出金につきましては、県からの負担金及び補助金、330ページ、第6款財産収入では介護給付費準備基金の利子、そして332ページ、第7款繰入金では、一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

334ページ、第8款繰越金は前年度からの繰越金で、336ページ、第9款諸収入につきましては、

保険料の延滞金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第4号について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 介護保険料の収納状況ですけれども、現年度分については99.48%で、ほぼ率はいいのだと思います。ただ、滞納繰越分の収納率が25.35%、額にして829万5,000円ということで、前年度よりかは14.7%減少しているということですので、滞納繰越者数というのはどれくらいでしょう。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 滞納繰越者数につきましては、申しわけございません。今手持ちに資料ございませんので、後ほど回答させていただきます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） いるとすれば、滞納繰り越している方で介護サービスを受けていらっしゃる方もいるのか。

あと、国保のように未納者に対して短期証とか資格証とかという、そういった制度というのは特に介護保険の場合はないのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 滞納されている方の中でサービスを受けている方はいらっしゃいます。また、未納に対する制限については給付制限という制度がございます。例えば1年以上滞納が続いている方については償還払いという形になります。また、それ以上続いた場合はサービス利用の一時差しとめ、さらには自己負担割合を3割負担といったような給付の制限というのが制度化されてございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 343ページです。施設介護サービス給付費ですけれども、1億2,000万円上がっているわけですが、これを使われる入所している方の人数を教えてください。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 施設介護サービス給付費の利用者の人数でございます。こちらのほうが平成30年度の人数は370人でございます。ちなみに、29年度においては342人でございます。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） そうしますと、差し引きして38人でこれだけ、1億2,000万円になるのですか。増えた。

[何事か呼ぶ者あり]

○委員（羽田野孝子君） いやいや。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 申しわけございません。これは、370人は一月当たりの人数ということになりますので、この差し引きの人数というのが12カ月続くというようなことで、この差の額でこれだけの給付費の上昇に至ったということでございます。実数は、三十数名でしかございませんけれども、年間という形になりますとこれだけの給付費の上昇になると。ただもう一点、施設介護サービス給付費には特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、医療型の療養施設と3種類によって保守単価の違いがございますので、その辺も影響しているものと思われまして、また制度改正によりまして保守単価が改正されたのも給付費の上昇の人数のほかに、人数の増のほかの要因でございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） では、入所の費用が高くなったということなのですね。単価が高くなったということ。上げられたのですね。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 報酬単価が改められたということで、その中には介護職員の処遇改善といったようなものもございました。

以上でございます。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 入所者が増えるとうしても高くなりますので、在宅を進めていけたらいいのですけれども、入所者を増やさない対策と申しますか、いや、そんなこと言われてもって何か叱られそうですけれども、そうではなくて、例えば要介護5で在宅で見ている方もいらっしゃるわけですね。そうしますと、あと痴呆も進んできて、ちょっとご近所に迷惑かける人もいたとしても、介護保険を在宅で頑張ってくださいているのだから、偉いわねって近所の人や言ったり、あと少し手伝いできることはあるか、寝たきりの方にお話ししに遊びに行くとか、何かそういうようなことになると、介護をしている人も元気になれるというか、では私は役に立っているのだということに認識が深まるわけで、何かそういうような入所者を増やさない対策。

あとよく新聞にも出てきますが、入所者に対して介護者が、介護している職員が虐待をするということはどこにでもあるようなので、胎内市としては何件かあるとかというのは把握されているものではないでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 初めに、入所者を増やさない対策というご質問でございますが、誰もがいずれは要介護になるわけではございますけれども、その前段で予防対策をしっかりやることで健康寿命の延伸につながるというところで、予防対策に力を入れているところでございます。要介護認定の申請に至る原因疾病というものの一番多いのが骨関節疾患でございます。ちなみに、次は脳血管疾患なのですけれども、そうすることを考えますと、早い段階から予防対策というところで、胎内市ではハイリスクの方を対象にした運動・栄養・口腔機能の向上、それから一般高齢者に対しては一般介護予防の事業のところで各種教室を行っているところでございます。

次に、要介護5の在宅で暮らされている方というお話がございましたが、胎内市で要介護認定を受けられている方は177人ございまして、そのうち施設サービスを利用されている方が92人、それから地域密着の特養グループホームを利用されている方が29人でございます。差し引きすると56人になるわけなのですが、ただ市では長期入院とか医療を使っている人の人数を把握することが困難となっております。そこで、正確な人数はつかめませんが、在宅で要介護5で暮らされている方は38人、これは居宅サービスを使っている要介護認定の居宅である要介護5の人でございます。38人ございました。

また、虐待についてのご質問でございますが、胎内市においては施設、そして擁護者からの虐待があった場合は、市のほうにかかわっている専門職の方から通報なり相談なりをいただくのですが、平成30年度におきましては19件の相談が地域包括支援センターのほうに寄せられました。そのうち判定の中ではその可能性があるというのが15件ございました。なお、これまで胎内市において施設での虐待事案というものはございません。施設の介護者向けには、年に数回、毎年虐待に関する出前講座を行っている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 351ページの委託料で、筋トレ教室と太極拳教室があるのですけれども、それぞれの教室の内容というか、概要というかを教えてください。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えします。

筋トレ教室についてでございますけれども、これ総合体育館にございますNPO法人スポーツクラブたいないのほうに委託をしておりました。そこでさまざまなトレーニング機器を使って高齢者向けに特化した形でその委託先のスタッフがトレーニングを行うというようなことで、筋力を高めることを目指す教室でございます。30年度におきましては、参加実人数が64人、延べで242人ご利用をいただいたところございます。

次に、太極拳教室につきましては、師範の先生を村上からお招きをいたしまして、太極拳を通



じて、こちらはバランス能力を高める、そしてまた体力の維持向上ということと、転倒骨折予防につながるという効果が認められておまして、こちらは年46回行って、参加者は実で27人、延べで438人となってございます。こちらも同様にNPOスポーツクラブたいないのほうに委託をしております。

以上でございます。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） ちなみに、その対象者は無料でそのサービスを受けられるのですか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 太極拳教室については、参加負担金として1回当たり500円を頂戴しております。筋力トレーニング教室につきましては、1コース4回で2,000円をいただいておりますので、1回当たり500円ということになります。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） 353ページの真ん中あたりですけれども、認知症高齢者見守り業務委託料ということで上がっていますけれども、実際のこの内容はどんな内容になっていて、それでもし認知症ですから、これ行方不明とかの対策かと思うのですけれども、実際にそういう行方不明とか出た場合の対策の内容をお願いします。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） まず、認知症高齢者見守り事業の内容でございますけれども、こちらの委託料については市内の3つの地域包括支援センターに対して委託をしております。主な事業内容は、認知症サポーターの養成講座、そしてそのサポーターの方々のフォローアップとして継続支援の講座、それから地域の皆様方に認知症の理解を深めるような普及啓発の研修会、それから周知のチラシの配布、そういったものもやっておりますし、30年度からは市内でも認知症の当事者と家族の会というものが立ち上がりまして、そちらの支援にも当たっております。

次に、認知症の方で所在不明になった方の対応につきましては、28年からですけれども、認知症高齢者見守り模擬訓練といったような認知症のダミーの方をその一定地域の皆さんが検索をし、例えばコンビニであるとか郵便局に立ち寄って検索の模擬訓練を行っております。非常に50人を超える多くの地域の皆様にもご参加をいただきながら、認知症を温かく地域で見守るといったような取り組みを福祉部局では行っているところでございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 353ページの委託料の423万円ですけれども、在宅医療介護連携推進事業業務委託料というのは初めて上がってきたと思うのですが、それはどんなことに使われたのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 在宅医療介護連携推進事業につきましては、国の介護保険制度改正の中でこの事業の実施が義務化されたことを受けまして平成30年度から実施をいたしております。内容につきましては、在宅医療さまざまな課題がございまして、医師との連携といったものも非常に重要なこととございますので、広域的な取り組みを重視いたしまして、胎内市、新発田市、聖籠、それから阿賀野市に胎内市から呼びかけをし、そこで新発田北蒲原医師会に業務委託をしたものでございます。そこには訪問介護の管理者の経験のある、経験の深い人を看護師1名と、それから社会福祉士と、医療と福祉の両面を担う相談員を配置して、専ら医療と介護のスタッフをつなぐ支援を行ってございます。また、講演会であるとか研修会であるとか、ICTを使った連携システムの構築であるとか、そういった取り組みも行っているところでございます。メリットとしては、胎内市単独でこうした専門職を配置するよりも、分担することで事業費の低減にもつながっているところでございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） さっきの森田委員の質問で気になる点ですけれども、筋トレ教室委託料で24万8,000円を委託料として支出しているけれども、歳入で337ページのところで筋トレ教室で31万1,000円収入があるわけです。差額6万3,000円、それはどこに行ったのですか。委託するよりも利用料のほうがいっぱいなのだけれども、差額というのはどこに行ったのか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 差額についての詳細は、この筋力トレーニング教室で31万1,000円ということになっておりますが、申しわけございません。こちらには太極拳も筋力トレーニングに足して、申しわけございません。中身のその差というのは、太極拳の利用者負担分も含まれているものでございます。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） その内訳について教えてください。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 少し保留をさせていただきたいと思います。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 申しわけございませんでした。先ほど渡辺委員からのご質問の中でお答えを保留しておりました滞納繰越の人数でございますが、72人でございます。申しわけございません。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） よろしいでしょうか。申しわけございません。

保留にいたしておりました太極拳、そして筋力トレーニングの内訳でございますが、筋力トレーニングのほうが12万1,000円でございます、残りが太極拳教室でございます。

〔「今度から分けてください」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） お諮りします。認定第4号 平成30年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 平成30年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） それでは、認定第5号 平成30年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書は、366ページからになります。歳入の収入済額合計は、367ページの一番下にありましており5,564万4,237円でありまして、歳出の支出済額合計は、めくりまして369ページのとおり5,258万7,935円となり、歳入歳出差し引き残額305万6,302円を31年度に繰り越しいたしました。ここで利用者について申し上げます。医科でございますが、30年度の利用者は延べ742名、週に1回の診察で年間49日の診療日数でした。29年度は年度途中まで常勤の医師がおりましたことから、診療日が年間118日でありまして、利用者が1,429人でありましたので、29年度と30年度を比較しますと48.1%の減少となりました。次に、歯科につきましては利用者が延べ5,588名で、前年度と比較しまして390人、6.5%の減、はり、きゅう、マッサージにつきましては利用者が延べ757人で、前年度と比較しまして76人、11.2%の増加でございました。

それでは、個々の内容につきまして歳出からご説明申し上げます。382ページをごらんください。

1款衛生費、1項保健衛生費、1目医科診療費につきましては、診療所の医科の部門における運

営経費であり、看護師等の臨時職員の賃金、医薬薬剤費、その他診療所の維持管理運営に係る支出でございます。12節の役務費の中の手数料は、臨港病院から医師を派遣していただいております費用として支出したものが主なものでございます。

次に、2目歯科衛生費につきましては、歯科及び歯科分室の運営経費でございます。めぐりまして、384、385ページの上から2つ目、13節委託料の歯科診療業務委託料は歯科医師2名の診察業務に対してお支払いした委託料でございます。

次に、3目ははり、きゅう、マッサージ診療に係る支出でございますが、施術師の賃金が主なものでございます。

めぐりまして、386、387ページの2款公債費は、平成28年度に診療所の駐車場整備工事等のため起こした長期債の償還利子でございます。

次に、388、389ページの予備費は、使用いたしませんでした。

続きまして、歳入についてご説明いたします。戻っていただきまして、372ページ、373ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料につきましては、医科及び歯科の診療収入及びはり、きゅう、マッサージ施術収入でございます。医科診療費は、診療日の減少を反映し967万6,697円で、前年度と比較しまして39.7%減少いたしました。歯科の診療使用料につきましては3,980万9,179円で、前年度と比較して3.9%減少いたしました。はり、きゅうマッサージにつきましては112万5,871円で、前年度と比較しまして12.5%増加いたしました。

次に、2項手数料、1目衛生手数料につきましては、介護保険主治医意見書の作成料でございます。

次に、374、375ページをお開きください。第2款県支出金、第1項県補助金、第1目衛生費県補助金ですが、こちらはへき地診療所運営事業に対する県医療施設運営費補助金でございます。

めぐりまして、376、377の第3款繰入金につきましては、30年度は一般会計からの繰り入れはありませんでした。

次に、378、379ページ、第4款繰越金は、29年度からの繰越金でございますし、380、381ページの第5款諸収入は、預金利子、臨時職員の雇用保険個人負担分、医薬材料費返納金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第5号について質疑を行います。ご質疑願います。

○委員長（小野徳重君） 坂上委員。

○委員（坂上清一君） この程度の医科の赤字では、来年度は閉鎖なんていう言葉がちらつくようなことはありませんよね。

○委員長（小野徳重君） 池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） 一応医科のほうも今回黒字でございましたので、順調にという

か、今後もこのように継続していきたいと思っています。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 決算の意見書を見させていただいてまして、歯科では分室を合わせた受診者数が5,498人で、前年度に比べて480人減少ということで、今ほど課長が説明して下さった数とちょっと若干違うようですけれども、約10%近く減少した要因というのはあるのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） 歯科につきましては、特に診療日とか診療時間を変えたこともありませんので、要因というのは特に考えられないのですけれども、たまたまそうなったのかという。どっちが正しいか、済みません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○健康づくり課長（池田 渉君） 5,588人が正しいです。申しわけありません。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 市内のほかの民間の歯科医だと夜6時半とか7時ぐらいまでの診療をしているところが多いと思いますし、診療所の歯科診療については延長というか、遅くまで、勤めていらっしゃる方を対象としたような診療の時間は設けていないですよ。

○委員長（小野徳重君） 池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） 申しわけありませんが、午後6時で終わるという形になっております。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第5号 平成30年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取を終了いたします。

次に、認定第6号 平成30年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

説明願います。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第6号 平成30年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の392ページをお願いいたします。歳入合計の収入済額が6億469万7,892円、ページをはぐっていただきまして、歳出合計の支出済額が5億8,616万7,286円であり、歳入歳出差し引き1,853万606円を平成31年度に繰り越しいたしました。

農業集落排水事業の概況でございますが、平成30年度末の接続人口は6,762人で、処理区域内人口に対する接続率は75.1%であります。昨年度よりも1.4%増となっております。また、年間有収水量については73万1,789立方メートルで、平成29年度よりも0.7%の減でございました。

それでは、歳出からご説明いたしますので、決算書の416ページをお願いいたします。第1款1項1目農業集落排水運営費は、職員3人分の人件費や事務費の一般的経費及び農業集落排水施設の運営に係る経費で、11節は消耗品費、電気料金、施設の修繕費等であります。12節は、処理場やマンホールポンプを監視するための通信費や農業集落排水の汚泥を公共下水道の中条浄化センターで処理するための手数料が主なものであります。13節につきましては、汚泥処理施設の維持管理業務委託料や設計管理業務委託料、公営企業法適用支援業務委託料が主なものであります。また、15節の工事請負費につきましては、汚泥引き抜きポンプ更新工事、曝気沈澱槽ブロー更新工事及び公共ます設置工事などであります。ページはぐっていただきまして、418ページ、27節の公課費につきましては、消費税及び地方消費税が主なものであります。28節は、一般会計からの借り入れに対する償還金を一般会計へ繰り出したものであります。

次に、420ページ、第2款基金積立金は基金の利子をそれぞれの基金に積み立てたものでありますし、ページはぐって422ページ、第3款公債費は起債の元利償還金であります。

424ページの第4款予備費については、設計管理業務委託料に充用いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。ページ戻りまして、398ページをお願いいたします。第1款1項1目受益者分担金は、過年度の滞納繰越分であり、平成30年度中の納入額は9万円でありました。

2項1目工事負担金は、新しく公共ますを取り出す必要が生じた場合、工事負担金として1カ所当たり25万円を負担していただくものであり、30年度は2件分でありました。

次に、400ページの第2款1項1目農業集落排水使用料は、平成29年度に比べ0.9%の減でありました。収納率は99.8%でございます。

次に、402ページ、第3款1項1目農業集落排水事業費国庫補助金は、乙、大長谷、鼓岡地区の機能強化計画策定業務に係る補助金であります。

次に、404ページ、第4款1項1目農業集落排水事業費県補助金は、農業集落排水事業における

起債の元利償還に充てるための県補助金であります。

次に、406ページ、第5款財産収入では基金利子及び不用メーターの売払収入であります。

次に、408ページ、第6款1項1目一般会計繰入金は、農業集落排水事業に対する普通交付税の算入分であり、及び財源不足に対する繰入金であります。

2項1目は、鹿ノ俣発電所運営事業からの配当分でございます。

次に、410ページ、7款は前年度からの繰越金であります。

次の412ページ、第8款諸収入は排水設備資金預託金収入が主なものでございます。

次の414ページ、第9款1項1目農業集落排水事業債は、機能強化事業等に係る農業集落排水事業債及び資本費平準化債、そして公営企業会計適用債であります。

以上で認定第6号 平成30年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第6号について質疑を行います。ご質疑願います。

丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 接続率が人口比で出ていますけれども、意見書を見ると。人口比で見るよりは、世帯数というか、戸数で見たほうがわかりやすいのですけれども、その辺の統計というのがありますか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） ただいまの接続率の戸数に対する率でございますけれども……

〔「地区別にとか」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（榎本武司君） ただいま申し上げた接続率75.1%が人口に対する接続率で、戸数に対する接続率につきましては72%でございます。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） いや、もっと率上がるかなと思ったのですけれども、ひとり暮らしが多いのかなという感じもしますし、高齢で接続はもう全くする意思がないという言い方は悪いかもしれませんが、するようには考えていないということのようですね、これが限界でしょうか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 農業集落排水事業を行っている地域が乙地区と黒川地区ということで、人口があまり伸びないというか、人口減少が中心部よりも大きい地区でありますし、また高齢化率についても中条の中心部よりは高齢化率が進んでいるというようなところであります。接続のPRはさせていただきますはいるのですけれども、老人世帯といいますか、高齢者世帯で若い人たちがいないというような家庭もいらっしゃいますので、なかなか接続率のほうがか

れ以上進まないというような状況で苦慮しているところでありますけれども、限界ではないとは思いますが、伸びしろは幾らかはあるとは思いますが、その辺は地道な努力を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第6号 平成30年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第7号 平成30年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願ひします。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第7号 平成30年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の428ページをお願いいたします。歳入合計の収入済額が1億8,245万6,144円、ページをめくっていただいて、歳出合計の支出済額が1億5,201万8,427円であり、差し引き3,043万7,717円を平成31年度へ繰り越しいたしました。

簡易水道事業の概要でございますけれども、給水戸数は第1簡易水道、第2簡易水道合わせまして1,716戸となっております。平成29年度と比較しますと、21戸の減となっております。年間有収水量は59万7,588立方メートルで、平成29年度よりも1.1%の増でありました。

それでは、歳出のほうからご説明いたしますので、決算書の446ページをお願いいたします。第1款1項1目簡易水道運営費は、職員2名分の人件費や事務費の一般的経費及び簡易水道施設の運営に係る経費で、11節は消耗品費、電気料金、施設の修繕費等であり、12節は配水施設を監視するための通信運搬費が主なものでございます。また、13節は施設管理委託料、水質検査業務委託料、電気設備保守点検業務委託料、公営企業法適用支援業務委託料、メーター検針業務委託料



が主なものでございます。15節の工事請負費は、取水場の取水ポンプ更新工事のほか、配水管整備工事が主なものでございます。ページめくっていただきまして、448ページの28節繰出金は一般会計からの借り入れに対する償還金を一般会計へ繰り出したものであります。

次に、450ページ、第2款1項1目基金積立金は、簡易水道施設整備基金の利子分を積み立てたものであります。

次に、452ページ、第3款公債費は起債の元利償還金であります。

次に、454ページ、第4款予備費については執行がありませんでした。

次に、歳入についてご説明いたします。434ページをお願いいたします。第1款1項1目は簡易水道使用料であり、平成29年度と比べ0.5%の増でありました。収納率につきましては99.5%でありました。

第2項の手数料につきましては、給水装置工事検査手数料などであります。

次に、436ページ、第2款1項1目は簡易水道施設整備基金利子であります。

また、2項1目はメーター売り払いの収入でございます。

次に、438ページ、第3款1項1目一般会計繰入金は、簡易水道事業に対する普通交付税の算入分であり、2項1目は鹿ノ俣発電所運営事業からの配当分でございます。

次に、440ページ、第4款1項1目は平成29年度からの繰越金であります。

442ページ、第5款諸収入は預金利子及び雑入であり、水道加入金や農業集落排水使用料賦課徴収業務受託料、消火栓工事負担金、水道管移設工事補償金が主なものであります。

次に、444ページ、第6款市債につきましては配水管整備に係る簡易水道事業債及び公営企業会計適用債でございます。

以上で認定第7号 平成30年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第7号について質疑を行います。ご質疑願います。

森田委員。

○委員（森田幸衛君） また意見書なのですけれども、給水件数が延べで前年度に比べて180件減少したのだけれども、給水量は逆に増加しているということなのですけれども、その理由というか、理屈はどういうことなのでしょう。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 給水延べ件数が減少しているけれども、給水量が増えているという原因でございますけれども、平成29年度、いわゆる平成30年の1月、2月に寒波がございまして、その寒波のときはこちらの簡易水道については冬期間でありますので、検針しないで、認定ということで使用量のほうを平均的な使用量ということでカウントしておりまして、その分に

つきましては平成30年度に入って4月、5月に精算行為を行っておりますので、その分で結果的に使用量が増えているというような状況でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第7号 平成30年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

お諮りいたします。ここでしばらく昼食のため休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、休憩いたします。

午前11時43分 休 憩

---

午後 零時57分 再 開

○委員長（小野徳重君） それでは、時間前ではありますが、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

佐藤代表監査委員から発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

○代表監査委員（佐藤幸子君） 午前中に承認いただいております黒川診療所運営事業特別会計の件について、渡辺栄六委員さんからご指摘をいただきました歯医者さんの部分において、受診者数が健康づくり課の課長さんが答弁した数と私ども審査をさせていただきました意見書の数字が相違しているということでご指摘をいただきました。今お昼、その私どもが審査させていただいたときの資料の確認してまいりまして、間違いなく5,486人、前年度に比べて480人減少したという書類が決算審査の書類として提出を受けておりました。それで、課長さんがおっしゃった数字と相違したことについて確認しましたところ、その後、意見書ができ上がって市長さんにもうお届けをした後に、相違していたということで訂正願いたいという申し出があったということで

ございました。これは、正しいものに訂正をしなければならないわけですので、それは事務局のほうから後で皆様をお願いをして訂正をさせていただくということで確認をいたしました。

1つお願いでございますけれども、決算審査をさせていただいている途中にも訂正の要請をいただいた経緯もありますし、その後、途中でやはり間違っていましたということで訂正を申し出られた課もございました。決算ですので、実績を審査させていただくわけですので、その辺しっかり精査をした上で審査をさせていただくのが正しいと思います。どうぞその辺十分精査をした後、資料としてちょうだいできればというふうをお願いいたします。

以上です。

○委員長（小野徳重君） ありがとうございます。

それでは、認定第8号 平成30年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） それでは、認定第8号 平成30年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についてご説明を申し上げます。

決算書の458ページをお願いいたします。歳入合計で収入済額4億6,761万9,251円でありまして、翌460ページには歳出合計で支出済額4億6,711万5,537円でありまして、歳入歳出差し引き残額50万3,714円につきましては平成31年度に繰り越すものでございます。

それでは、最初に歳出のほうからご説明申し上げます。478ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項農業費、1目地域産業総務費では、消費税及び地方消費税を計上してございましたが、還付申告となったことから支出はございませんでした。

2目地域活性化センター運営費につきましては、ハム及び乳製品等の特産品のネット販売、また市役所での販売のほか、市内外におけるイベントでの販売に要する経費と施設の維持管理に要する経費を支出しております。

3目米粉製造施設運営費では、黒川の米粉製造施設における経費でありまして、11節需用費の修繕料は圧縮機等の部品交換とフォークリフトの点検修繕が主なものでございます。13節委託料は、新潟製粉株式会社への米粉製造処理業務委託料、15節工事請負費はバグフィルター集じん機でございますが、その更新、製造設備として照明設備の交換、防虫カーテンの張りかえ、モーター交換工事を行っております。

4目農産加工施設運営費では、480ページになりますが、13節委託料で測量等委託料として胎内高原ハウス株式会社の新工場用地として貸し付けするための分筆測量委託、また施設管理委託料でございます。

5目ワイン製造施設運営事業費では、8節報償費はワインイベントの講師謝礼、11節需用費の消耗品はワインボトルやコルク、箱類でございます。印刷製本費はワインラベルが主なもので

ございます。13節委託料のワイン醸造委託料は、新潟フルーツパークへの醸造補助作業委託と醸造指導をお願いしている指導業務委託が主な支出でございます。16節原材料費は、加工用ブドウ及び醸造用原材料でございます。

次に、482ページ、2款基金積立金は財政調整基金積立金、484ページ、3款公債費は、胎内高原ミネラルハウスの長期債の償還元金及び償還利子でございます。

続きまして、歳入でございます。戻りまして、464ページをお願いいたします。1款事業収入、1項1目の地域活性化センター事業収入は、ハム製品、乳製品等の贈答品やネット販売、また庁舎やイベントにおける販売収入でございます。

2項1目米粉製造事業収入でございますが、新潟製粉株式会社からの米粉の販売収入でございます。前年度と比較いたしますと5,045万円ほど増加しておりますが、主に委託製粉が減少し、米粉製品の販売が増加したということによるものでございます。

3項1目農産物加工事業収入は、胎内高原ミネラルハウスへのミネラルウォーター、また麦茶等の販売収入であります。前年度と比較いたしますと470万円ほど減少しております。全体の販売本数はほぼ同数であるものの、保存水の販売が増加しており、前年度まで製造しておりました杜仲茶の終了が大きく影響しまして、販売単価が低くなったものと推測しております。

4項1目ワイン製造施設運営事業収入では、ワイン販売収入であります。前年度と比較いたしますと1,460万円ほど大幅に減少しております。これにつきましては、平成29年産の、前の年の加工用ブドウの収量、収穫量が大きく減少したこともありまして、販売本数も約半減いたしまして、1万2,688本と減少したことによるものでございます。

次に、466ページ、2款使用料及び手数料、1項使用料は地域活性化センターの使用料及び電柱、電話柱の敷地使用料でございます。

468ページ、3款財産収入、1項1目利子及び配当金は、基金利子及び新潟製粉株式会社からの配当金でございます。

続きまして、470ページ、4款繰入金、1項一般会計繰入金では、運営費補填分、2項特別会計繰入金は鹿ノ俣発電所運営事業の電気料軽減のための配分の繰り入れでございます。

472ページ、5款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

474ページ、6款諸収入、1項1目雑入につきましては、消費税及び地方消費税の還付金、地域活性化センター利用者からの機器等負担金、建物総合損害共済災害共済金は平成29年度に活性化センターの屋根が雪により被害を受けた共済金が30年度に入ってきてございます。

476ページ、7款市債、1項1目農業債は米粉製造施設の設備工事に係る事業債でございます。

以上で認定第8号 平成30年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算について説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第8号について質疑を行います。

す。ご質疑願います。

渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） 465ページ、歳入のほうなのですけれども、ここでワイン販売収入ということで2,400万円ぐらい上がっていますけれども、これの純利益といいますか、これに係るいろんな経費、畑のほうの委託、フルーツパークの管理委託料が、これ1,100万円だとか、フルーツパーク補助金で1,400万円だとか、あとワイン醸造委託料で890万円だとかというふうに上がっていますから、結構かかる経費のほうがいっぱいで、利益のほうが多分もしかしたらマイナスみたいな感じなのですけれども、その辺どうなっているか教えてもらいたいです。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 原価率ということになるかと思います。ただいま説明したとおり、ワインの製造施設運営事業においては支出済が3,420万円ございまして、ワインの販売収入が2,400万円ということで、実質的に1,000万円ほど30年度は赤字というような観点でございまして。細かな原価率まで、申しわけございません、私のほうは出しておりませんが、販売額、一般に小売をしている金額と卸で出している金額がございまして。卸については7割の額で、2,000円だとすると1,400円で販売をしているということでございまして。ここににつきましては、なかなか毎年上げたり下げたりということできませんので、実質ワインの収入が少なければ赤字になっているというような状況でございまして。よろしく願いいたします。

○委員長（小野徳重君） 八幡委員。

○委員（八幡元弘君） ちょっと今の関連です。

○委員長（小野徳重君） はい、どうぞ。

○委員（八幡元弘君） 済みません。今の原価率の関係のあれで、1,400円の原価がかかっているけれども、上げたり下げたり値段できないというのですが、その年によって収量も違うので、その上下多少できるのではないかと思う。その辺はなぜできないのですか。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 海外の有名なワインですと、その年によりまして何万円とか何千円とかかなりあるのですけれども、やはり国内、日本ワインということで販売しておりまして、国内で今流通させるにはその辺に支障が出るというか、例えば胎内高原ワインのファンの方々に飲んでいただくために、極力同じ金額で販売をしていきたいというところでございまして。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 481ページのワインなのですけれども、7節の賃金、臨時職員賃金71万2,500円が不用額となっていますが、ちょっと説明願います。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） ここにつきましては、臨時職員さんが2名おったのでございまして。

が、1名の方、以前説明しておりましたシニアワインアドバイザーという方が家庭の都合で11月にちょっとおやめになったということで、その金額が浮いてきているというような状況でございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） では、その販売促進のためのシニアソムリエと言っていたけれども、そのかわりの人はどうなった。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） ソムリエさんのかわりということで、一応いろいろ募集とかハローワークとかにも一応募集はかけたのですが、アドバイザー、ソムリエさんという方が集まらず、結果的には1人になってしまうので、事務員さん、本当の作業補助員さんという形でもう一人を雇用したという結果でございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） それで、当初の目的の販売促進が可能なのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） その部分は、少し促進に影響はあるということではございますが、そこについては職員1名専属におりますので、職員のほうが各所に出向いてPRを行っているところでございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） ぜひPRしてください。

13節の委託料、ワイン醸造委託料、897万何かがしかありますけれども、これ勝沼の醸造のアドバイザーというか、手伝いしてくれる人と、それからフルーツパークだかね、の補助員というか、これ金額的には2本立てになっているけれども、ちょっと分けてくれる。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 今ほど委員さん言われるように2本立てでございます。新潟フルーツパークへの醸造補助と、作業補助という金額が718万5,000円でございます。もう一つ、醸造の指導に係っている勝沼在住の方なのでございますけれども、そちらのほうは179万4,960円ということでございまして、指導につきましては年間14回程度こちらに出向いていただいて指導、または商品開発について指導をいただいているというような状況でございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） それ以上来てもらうわけにはいかないのだな。というか、まだまだ指導してもらいたいのか、醸造の、それとももうこのもう一人のフルーツパークの人員でだいぶもうなれたからオーケーなのか、その辺ちょっと教えて。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） この指導いただいてから、もう結構なるわけですが、まだまだ商品の開発という部分がございますし、なかなか1人フルーツパークに専門の方いるのですけれども、もう少し、もう少しばかりちょっと指導をいただいて、その後しばらく、何年になるかわからないですけれども、そんなに長い期間ではないものの、そのうち指導もやめるといふか、こちらのほうでやるような形で進めていきたいと考えてございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） わかりました。

それで、先ほどの課長の説明の中で、要するに30年産収量が落ちたということですが、直接の原因はわかりますか。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 収量の減少につきましては、植栽をして十七、八年になるわけなのですが、そもそも苗木の本数がやはり少なくなっているということもございます。それで、クラウドファンディング等々で少し出遅れ感がありますけれども、苗木をまず増やしていきたいということがございます。あと、去年、ことしとやはりだしの風というか、山から吹いてくる風によりましてやはり木がダメージを受けているということ、また去年は7月初めからの干ばつがございました。ことしも8月入ってからかなり暑い日が続いて、水を持って行って、タンクに持って行って水まきはしているのですけれども、やはり足りないということで、その辺が、その3点が大きな影響かと思っております。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 苗木となると、ブドウ山、ブドウ山となると一般会計に農業振興費に戻ってしまって申しわけないのだけれども、関連ありますからちょっとお願いします。ことし苗木買って植栽すると、苗木が手配できたので、ことしから、冬ですか、植栽していくわけですが、だしの風は、今言っただしの風、あそこ常に吹くし、今後も、俺あそこに住んでいるからわかるのだけれども、感覚で、肌で感じて。すごいのだわ。となると、せっかく植えた苗木がまたやられてしまうと困るなど常々思っているのだけれども、そういった心配はないのですか。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

全ての皆様のご質問の主眼は、せっかくいい胎内高原ワインだといっても、なかなか収穫、販売が追いついていない、すなわち赤字になっているのではないかと、ご指摘ごもっともでございます。今気候に関する部分、だしの風、その他に関する部分は、あの山、かなり広い山なので、日照の多いところとそうでないところがある。今苗木を確保して、どういったところに植えていくのが一番収穫に適しているのか、そしてひいてはいいブドウからいいワインにつくり込んでいけるのかといった部分をしっかりと考え、評価が高いのであればもうかってしかるべきだという、

そういった部分をしっかり計画を立てて、苗木の部分に関していうと、世界的に苗木が少なかった。それを何とか少し増やしていける段取りがつけられたところでございますので、今年度、来年度、そして再来年度と、それがもうかる方向、そしてこのすばらしい特産品が全国に発信していけるような、そういう方向づけをとっていきたいと思いますので、いましばしお時間をいただければと、そのあたりに関しては思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） ぜひその辺のところ工夫してください。

それから、米粉なのですけれども、485ページの公債費、もう一度確認ですけれども、この長期債償還元金は、これは米粉入っていませんね。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 米粉の分につきましては、昨年度で終了してございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） その米粉なのですけれども、ちょっと貸してください。ここに出てくる特別会計は、近江新の黒川工場の分ですし、この決算報告書は新潟製粉全部のいわゆる第2工場の分までのやつで書いてあって、これをちょっと参考にさせてもらうと、不採算取引の解消、こういったところと、それから新規取引先の開拓、こういうふうに書いてあるのですけれども、まずこの不採算取引の解消というのは、ターゲットは特別会計の中の米菓会社からの委託製粉、これと理解していいのですか。

それと、この新規開拓、29年度に新潟製粉の人とも話したときに、海外にちょっと売り込みたいということで、30年度は頑張りますというようなことを聞いていたのだけれども、その辺の経緯ちょっと。内容。結局これ見るとだめだったみたいだけれども。

○委員長（小野徳重君） 高橋副市長。

○副市長（高橋 晃君） まず、1点目の不採算取引の解消ということですから、委員おっしゃったとおりの部分で、米菓からの委託製粉の部分がやはりもうけがとれない部分もあったということでございますし、新規については今までコシヒカリ以外の部分でもやっている部分はあるのですけれども、やはり新潟県のコシヒカリの米粉というと売りやすかったりする部分も実はやはりあるものですから、今厳しいのが、これは国の転作の制度そのものにも影響されているのですけれども、地域の方々が米粉用のコシヒカリをつくる方がちょっと少なくなってきていて、新潟製粉として米粉用のコシヒカリの確保が難しくなってきているというのが現状でございます。そういうことも踏まえながら、コシヒカリ以外の部分でも米粉にして、米粉パンにするとこういう形でおいしく食べられますというようなことも出てくるわけでございますので、特に今新潟製粉の隣に株式会社タイナイさんが新工場を国庫補助事業を受けながら製造しております。こちらのほうでも伸ばしていくようなことでやっておりますし、また東京オリンピックが来年開かれると



というようなこともございまして、海外で実はグルテンフリーというような動き、健康志向のためにグルテン、小麦粉の入らないパンを好む方が増えているというようなことも踏まえながら、これを一つの商機、商いの機会としてより新規開拓を進めていきたいというふうに取り締役会等では話しているところでございますので、よろしくお願いたします。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） それで、30年度は実際新潟製粉の役員でもいいけれども、海外へ行って何かアクション起こしたのですか。

○委員長（小野徳重君） 高橋副市長。

○副市長（高橋 晃君） 直接職員が、役員が海外に行って商談をしたというのはちょっと私は確認しておりません。

〔「確認していないというのは」と呼ぶ者あり〕

○副市長（高橋 晃君） 多分行っていないと思います。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 多分行っていないと。はい、わかりました。その辺はまたちょっとしっかりと確認しておいてください。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（渡辺 俊君） 要は近江新が第1工場ですよね。あの第1工場を今後どうしていくかということを知ったのですけれども、これ決算なので30年度のやつなのだけれども、だんだんとそういう考え方でいくと、あの第1工場で委託製粉しているのも市の特別会計としてはちょっと考えていかねばならないのではないかと、この先。その辺、大どこでいいのだけれども、どんなふうな方向性見ているね。

○委員長（小野徳重君） 高橋副市長。

○副市長（高橋 晃君） ずっと三セクとして委託という形で今までやってきてはありました。いつまでもこういう形でやっていくのがいいのかという議論が実は市の執行部のほうにございまして、そのあたりを今新潟製粉側とやりとりをしているところですけれども、何年か後には委託という形ではなくて、全く独立した中で事業をやっていただくというようなことを考えておりますし、まずとりあえずは今まで所有権が市にある第1工場について大規模な修繕等については市で行っておったわけですが、これにつきましても会社として現段階では黒字でございしますので、そのあたりは会社のほうで負担しながら修繕をしていくようにということでこちらから要請して、会社としても了解していただいているところでございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 一番いいのは、新潟製粉に買ってもらうのが一番いいのだけれども、建物は、後から建てた倉庫は新潟製粉が建てたのだけれども、母屋と、それから土地そのものも余剰

地だ、あれ。それをどうして解決していくか、その辺早急にやはり検討して行ってくださいね。  
いいですか。

○委員長（小野徳重君） 高橋副市長。

○副市長（高橋 晃君） 建物の売却という話になると、あれたしか平成10年にでき上がったということでございますので、耐用年数自体がまだ残っております。そういたしますと、あれもご存じのとおり国庫補助事業で建てているものですから、有償で売却をするということは、またこれ補助金の返還ということになってまいりますので、補助金返還しても売却すべきという判断ができるのであれば売却という道を選ぶでしょうし、そのあたり経過してから考えましょうということになるのであれば、やはり数年経過をしていく、経過させなければならぬというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

〔「土地のほうもね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第8号 平成30年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第9号 平成30年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） それでは、認定第9号 平成30年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の490ページをお願いいたします。歳入合計で収入済額1億8,614万996円でありまして、次のページの492ページ、歳出合計で支出済額1億5,820万7,272円でございます。歳入歳出差し引き残額2,793万3,724円につきましては平成31年度に繰り越すものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。504ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項1目鹿ノ俣発電所費は、発電事業及び施設の維持管理に要する経費でございます、1節報酬は電気及び水路主任技術者嘱託員報酬、2節給料から4節共済費までは職員2名分の給料等でございます。11節需用費の修繕料につきましては、自動制御盤記録計修繕が主な支出であり、13節委託料は前年度繰り越し分となります遠隔監視制御装置更新業務委託料のほか、各種設備等の点検業務委託料であり、15節工事請負費は発電用取水口のスクリーンゲートの整備工事が主な支出でございます。25節積立金は、今後の大規模改修等に備えて基金積み立てを行ったものでございます。28節繰出金につきましては、本事業の目的でもございます農業関連施設15施設の電気料軽減のための電気料金の98.8%相当を繰り出してございます。

次に、506ページ、2款公債費でございます。こちらにつきましては、長期債の償還元金及び償還利子でございます。

続きまして、歳入でございます。戻りまして、496ページをお願いいたします。1款財産収入につきましては、鹿ノ俣発電所運営事業基金利子であります。

次に、500ページ、3款繰越金は前年度繰越金でございます。

502ページ、4款諸収入、2項雑入は発電所売電収入、また消費税及び地方消費税の還付金でございます。売電収入は、昨年度と比較いたしますと2,900万円ほど増加してございます。平成29年度は、設備点検により約3カ月間発電を停止したことがございまして、平成30年度は夏場を除いて順調に発電できたことが要因でございます。

以上で認定第9号 平成30年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計決算について説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第9号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第9号 平成30年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

これで本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、あす3日午前10時より認定第10号から認定第12号までの質疑及び採決並びに意見の聴取を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時31分 散 会